神奈川県社会人サッカーリーグ２部（KSL－２）運営要項

本運営要項（以下要項と称す。）は、一般社団法人神奈川県サッカー協会 第一種社会人サッカーリーグ規約に基づき定める。

第１章　名称及び目的

第１条　本リーグの名称は、神奈川県社会人サッカーリーグ２部（略称KSL－2）と称す。
第２条　本リーグは、一般社団法人神奈川県サッカー協会 第一種社会人部会（以下社会人部会と称す。）の統括を受け、神奈川県内のサッカー水準の向上、及び振興と相互の親交を深めることを目的とする。

第２章　運営委員会の設置並びに構成員

第３条　本リーグを運営するために運営委員会を設置し、構成員は次のとおりとする。
（1）　本リーグに所属するチームから原則として各１名
（2）　必要に応じて、社会人部会から推薦を受けた委員等若干名。

第３章　運営委員会の役員と役員分担

第４条　本運営委員会は、次の役員を置く。
（1）　運営委員長(１名)
　　本リーグを代表し、社会人部会に参加して本リーグの統括を行い、決定事項の責任を取る。
　　試合日程に基づいて、審判員（３名）を手配する。
（2）　運営副委員長(１名)
　　運営委員長の補佐をする。各ブロックの試合日程調整を行い、統括する。
（3）　会計委員(１名)
　　本リーグの会計を管理統括する。
（4）　記録委員(２名)
　　本リーグ全試合の戦績及び個人記録を集計する。

第４章　年間運営経費及び経費内容

第５条　本リーグ年間運営費は、各チーム５０，０００円とし、下記経費について支出をする。
（1）　リーグ全般に関わる経費。（業務経費・会議費・プログラム代・表彰式・その他）
（2）　賞状（１～２位）、カップ（１～２位）等の経費。

第５章　登録チーム及び登録選手

第６条　本リーグに参加する登録チーム及び登録選手の資格は、社会人サッカーリーグ規約による。
　試合毎の登録（エントリー）は、運営委員が未登録及び未エントリーのないことを確認する。なお、不正等を発見した場合は、書面をもって運営委員会に報告することとし、運営委員会が対処決定する。その後の処置については、社会人部会が決定する。
「クラブ申請」が認可されたチームの他種別選手は、1チーム5名エントリーし、５名まで出場することができる。 外国籍選手は、１チーム3名エントリーし、3名まで出場することができる。

第６章　試合方法及び競技要項

第7条　本リーグの試合方式は、A，B，C，D各ブロックごとに１回戦総当りのリーグ（１チーム６試合）とし、下記の採点方法で１～7位の順位をつける。その後、各ブロック１位による順位決定戦を行う。
１～２８位の総合順位はリーグ戦の成績で確定する。勝点・総得点の多いチームを上の順位とする。
なお、昇降格については、総会議案書「KSL 昇降格」による。（2020 年度は降格なし）

リーグ戦の採点方法

1. 勝ち（3点）、引き分け（1 点）、負け（0点）とし、勝ち点の多いチームを上位とする。
2. 勝ち点が同点の場合は、得失点差の多いチームを上位とする。
3. 得失点差が同点の場合は、総得点の多いチームを上位とする。
4. 総得点が同点の場合は、当該チームの対戦の勝ちチームを上位とする。
   引き分けの場合は、プレーオフを行う。（日程その他の状況により抽選の場合もあり得る。）

第8条　本要項以外の競技規則は、日本サッカー協会より発行された「サッカー競技規則」及び「日本サッカー協会決定事項による。

（1）　競技開始及び人数

前後半それぞれ 45 分間（９０分）とし、ハーフタイムのインターバルは１０分とする。試合の成立人数は７名以上とする。なお、競技開始前に両チーム運営委員及び審判員とマネージャーズミーティングを行う。

（2）　出場選手の登録及び交代

試合毎の選手登録（エントリー）は、交代要員１１名を含め２２名とする。なお、交代要員は試合開始前に届けられた１１名のうち前後半問わず5名の交代ができる。

また、試合中の交代は５回までとする。

（3）　退場による出場停止

本リーグ戦中に退場を命じられた選手（同一試合で２回の警告による退場処分を命じられた選手を含む）は次の本リーグ戦１試合に出場することはできない。以降の処分については規律フェアプレー部会が決定をする。

（4）　警告による出場停止

本リーグ戦で累積された警告が２回となった選手は、次の本リーグ戦１試合に出場することはできない。警告の累積による出場停止を繰り返した場合には、２回目以降については、最低2試合の出場停止処分とする。累積された警告は本リーグ戦の終了時をもって効力を失う。なお、順位決定戦には適用しない。

（5）　棄権

棄権をしたチームは不戦敗となり、勝ち点－１とし、当確試合は0－3とする。

突発棄権をしたチームは、勝ち点―1（0－3）の負けとし、その理由を書面にて運営委員会に報告することとし、その後の処置については社会人部会が決定する。

＊2020 年度のリーグ戦に関してはコロナ感染症の影響もあるため、リーグ戦の辞退を認める。
リーグ戦辞退での降格はない。

（6）　ユニフォーム

原則としてホームチームが正ユニフォームを着用し、アウェイチームが副ユニフォームを着用する。但し、お互いのチーム及び主審の了解があれば、彩色が重複しないユニフォームの着用を認める。

（7）　背番号

試合時のメンバー表に記載した背番号を使用する。

なお、背番号変更をする場合は、「白い当て布に黒の背番号」（テープ等は禁止）で周囲を縫い付けたもののみ認める。

第7章　ホームチームの役割

第9条　ホームチームは、前年度の成績により決定し、下記の事項の役割を負う。

（1）　グランド

原則としてホームチームが確保する。

（2）　試合球

リーグにて指定された試合球2個（予備を含む）を用意する。

なお、昨年の試合球を新品同等かきれいな状態のみ使用する事は可。

（3）　審判料の支払い

ホームチームが定められた金額を支払いする。審判代は当該チームで折半。

（1試合につき主審：5,000円、副審：4,000円×2）

審判が会場へ到着し、天候等で試合が中止になった場合、審判へは交通費を支払わなければならない。（3,000円×3）

（4）　確認連絡

ホームチームは審判員へ連絡し試合開始時刻等、事前に確認する事。

（5）　試合結果連絡

ホームチームは、試合結果報告書を記入（警告者、退場者等）し、当日中に記録担当へ、メールすること。運営委員長に結果をメールすること。なお、報告書にはアウェイチーム、審判から確認のサインを必ずもらうこと。

原紙は次回運営委員会に持参し、担当者へ提出すること。

第8章　本リーグの申し合わせ事項

第10条　本リーグの申し合わせ事項は下記の通りとする。

（1）　会場の準備及び使用方法

会場の準備及び使用方法は、その会場の担当者の指示に従うこと。会場の準備は両チームで行い、試合終了後は両チームで必ず整備及び器具の片づけを行うこと。

（2）　追加登録選手

所定の手続きを完了後、出場可能とする。

（3）　雨天の場合

グランド管理者及び審判の指示を受け、両チームの運営委員が協議し最終決定を下す。

（4）　運営委員会

月1回の開催を原則とする。各チームの運営委員は参加を義務付ける。

（5）　県社会人サッカー選手権

本リーグへの参加チームは原則として県社会人サッカー選手権大会の出場義務を負う。

（6）　選手証について

本リーグ戦において、責任者は常に選手証を携帯しなくてはいけない。（選手証のコピー可）尚、写真のついていない選手証に関しては認めない。選手証が間に合わない場合にも、選手証に準ずる書類に写真を貼り付けること。

（7）　審判講習会

本リーグに所属するチームは社会人部会主催の講習会に参加をすること。

(8)　マネージャーズミーティング

試合開始 60 分前に主審及び両チームの運営委員でミーティングを行う。選手証の確認等を正確に行う。主審より競技に関しての注意事項があればそれに従う。

(9)　プログラム

本リーグに所属するチームは、リーグで作成したプログラムの購入を義務付ける。

(１０)補足

本リーグ運営要項及び運営委員会の決定事項に違反したチームは、厳重注意とし、以降の処置については社会人部会が決定する。

第9章　附　則

第１１条　この運営要項の改廃は、運営委員会で審議し議決を経て、社会人部会の承認を必要とする。

第１２条　本運営要項は、平成 16 年4月１日より実施する。

発行元・責任者　KSL－2運営委員会

改定日　平成 17 年4月１日
平成 19 年4月7日
平成 20 年4月5日
平成24 年１月29 日
平成24 年3月１8日
平成 26 年4月5日
平成 28 年３月１3日
平成 30 年4月７日
平成 31 年4月6日
令和２年4月4日
令和２年７月１日
令和２年9月３０日